

(参考2)

規制措置に係る関係法令等について

本事案は、原子炉等規制法第43条の3の22第2項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反(防護措置義務違反)、及び同法第43条の3の27第2項で準用する第12条の2第4項に違反(核物質防護規定遵守義務違反)したものであり、これらの法令違反を理由とする原子炉等規制法に基づく行政処分としては以下のものが考えられる。

(1) 許可の取消し等(原子炉等規制法第43条の3の20)

原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可(設置許可)を取り消し、又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命令することができる。

(2) 是正措置等の命令(原子炉等規制法第43条の3の23第2項)

是正措置等(特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を命ずることができる。

(3) 保安規定の変更命令(原子炉等規制法第43条の3の24第3項)

災害の防止のために必要があると認めるときは、保安規定の変更を命ずることができる。

(4) 核物質防護規定の変更命令(原子炉等規制法第43条の3の27第2項)

特定核燃料物質の防護のために必要があると認めるときは、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

(5) 核物質防護管理者の解任命令(原子炉等規制法第43条の3の28第2項)

核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

なお、(1)～(5)の措置は東京電力に対する不利益処分であり、行政手続法及び原子炉等規制法の定めにより、(1)及び(5)については公開の聴聞を実施し、(2)～(4)については弁明の機会を付与(原則書面)する必要がある。